

令和5年度 愛媛県子ども舞台芸術鑑賞体験支援事業 実施要領

1. 事業の目的

コロナ禍の影響により、県内の子どもたちは、学校行事はもとより、文化芸術鑑賞をはじめとする校外での学び・体験の機会が失われたことから、ポストコロナにおいて、こうした機会を早急に回復し、豊かな人間性を育むことが急務となっています。

このため、愛媛県では、地域の伝統・文化や偉人等をテーマに通年で公演を行う「地域拠点型常設劇場」である「坊っちゃん劇場」（以下「劇場」といいます。）に着目し、子どもたちの劇場での観劇を支援することで、郷土の文化や偉人等についての学び・体験の場とするとともに、本県文化の振興を図ることを目的とします。

2. 支援対象者

本事業による支援の対象となるのは、以下の学校又は団体（以下「対象団体」といいます。）とします。

- (1) 愛媛県内の小学校、中学校、高等学校（専攻科は除く）、中等教育学校、高等専門学校（第3学年まで）、特別支援学校。
- (2) 上記（1）の学校に在籍する児童・生徒が主たる構成員となっている愛媛県内の団体で以下の条件を満たすもの。
 - ・代表者（又は責任者）、所在地、設立目的、活動内容等が明らかなもの。（会則・規約又はそれらに類するものを確認させていただく場合があります。）
 - ・会計処理を適切に行うことができるものであること。

3. 支援対象となる活動

本事業による支援の対象となるのは、対象団体が学校教育又は社会教育として行う以下の活動（以下「対象活動」といいます。）とします。

- (1) 期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (2) 場所：「坊っちゃん劇場」（愛媛県東温市見奈良1125）
- (3) 内容：ミュージカル「KANO ～1931 甲子園までの2000キロ～」の鑑賞。

4. 支援の内容

(1) 交通手段の手配及び交通費の支援

- ① 対象団体の所在地と劇場の往復は、原則として、本事業の運営委託先である（株）レスパスコーポレーション（以下「委託事業者」といいます。）が手配する一般貸切旅客自動車運送事業者（いわゆる「貸切バス」事業者）等の車両（以下「貸切バス等」といいます。）を利用いただきます。この場合、対象団体による交通費の負担はありません。なお、利用人数によっては一般乗用旅客自動車運送事業者の車両（いわゆる「ジャンボタクシー」等）を手配する場合があります。
- ② やむを得ず高速道路の利用が必要と認められる場合は、その料金も支援対象に含まれます。また、行程の一部に公共交通機関（旅客船等）を利用する場合も支援対象に含まれます。
- ③ 貸切バスの手配が困難であり且つ日程の変更ができない場合など、やむを得ないと認められる場合は、公共交通機関の利用も対象とします。具体的な支給手続き等は別に定めるものとします。

(2) 観劇に係る座席の手配

観劇に係る劇場の座席予約を、委託事業者を通じて行います。

なお、観劇料金は、劇場において別に定めるものとし、代金は本事業の支援対象となりませんので、劇場側と調整の上、別途お支払いいただきます。

(3) 舞台芸術魅力体験イベントの実施

観劇をした子どもたちに、舞台芸術の魅力等をより深く体験してもらうため、希望する学校、団体に対し、以下のイベントを行います。(各団体1種類、1回限り。)

①対象活動後に劇場で行うもの

- ・出演者等との交流会
- ・バックステージ見学
- ・ハンズオン体験(舞台装置や小道具等を実際に触っていただき、「劇場」を体験するプログラムです。特別支援学校を対象とします。)

②原則として対象活動日以外に、劇場以外の会場で行うもの(スケジュール等の都合で、対象活動日に実施できない場合や、舞台芸術をより深く実践したい場合等)

- ・出張ワークショップ
- ・夏休み演劇体験

5. 利用方法

(1) 本事業による支援を受けようとする対象団体(以下「申込者」といいます)は、観劇希望日時(複数の日時が望ましい)、利用人数(児童・生徒及び活動に必要な引率者)、舞台芸術魅力体験事業の希望内容、その他必要な事項を添えて、委託事業者に申し込みます。

(2) 委託事業者は、上記5(1)による申し込みを受けた時は、劇場の座席及び貸切バスの手配、舞台芸術魅力体験事業の調整等を行い、その結果を申込者に通知し、申込者は対象活動を実施します。

6. 注意事項

(1) 本事業による交通費の支援は、予算の範囲内で行うものとし、予算の上限に達した段階で申し込みを締め切ります。

(2) 対象活動であっても、国、市町及び民間の助成団体等による補助・助成を受ける場合、4(1)の交通費の支援を受けることができません。ただし、以下についてはこの限りではありません。

- ①「坊っちゃん劇場子ども舞台芸術体験サポートシステム後援会」による観劇料の補助。
- ②対象団体が所在する市町が令和5年度以降に新設する観劇料の補助。
- ③その他愛媛県がやむを得ないと認めるもの。

(3) 上記6(1)、(2)により、交通費の支援が受けられない場合でも、対象団体が対象活動を行った場合は、4(3)の舞台芸術魅力体験イベントを実施することが可能です。なお、日程等により、舞台芸術魅力体験イベントは希望どおりの内容とならない場合があります。

(4) 対象活動に付随する内容であっても、上記4に記載する支援内容以外の項目(昼食の手配等)は、原則として申込者において実施いただくこととし、愛媛県においては、その責任等を負いません。(委託事業者に相談することは差し支えありません。)

(5) 委託事業者が手配した貸切バス等の乗車定員の範囲内であれば、保護者・地域住民等の同乗を可能とします。ただし、2(2)のとおり、児童・生徒が主たる構成員となっている団体での利用が前提となります。

(6) 社会通念上適当であると認められる範囲において、対象活動の前後における劇場以外の文化・教育施設(県美術館・県生涯学習センター愛媛人物博物館等)への立ち寄りを可能とします。詳しくは、5(1)の申込み時にご確認、ご相談いただきます。

(7) この要領に定めのない事項については、別途愛媛県及び委託事業者において決定します。